

入 札 説 明 書

「胆沢第二・第四発電所管理用道路等構内除雪業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 胆沢第二・第四発電所管理用道路等構内除雪業務委託
- (2) 仕 様 等 入札条件、入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 委託期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託場所 奥州市胆沢若柳地内

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒024-0102
岩手県北上市北工業団地 5-8
岩手県企業局県南施設管理所総務課
電話 0197-66-3233（直通） FAX 0197-66-3397

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札の日において、令和7・8年度岩手県県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事若しくは舗装工事に登録されている者で、県南広域振興局（本局）の区域に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者又は令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加者名簿に清掃（道路・公園等）の資格者として登録されている者のうち、奥州市、金ヶ崎町のいずれかの市町に本店を有する者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

4 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は資格審査に必要な書類として、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添付のうえ、令和7年10月28日（火）午後5時までに2の場所に1部提出しなければならない。なお、アの関係書類の様式は任意とする。

ア 事業所に係る調書

事業所の所在地、電話、FAX、設備・施設の概要（パンフレット類でも可）、組織体制を記載す

ること。

イ 業務が履行できることの誓約書（別紙１）

- ・ 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等
- ・ 従業員の労働福祉の状況等

- （２）申請書及び関係資料を提出した者は、入札日の前日までの日において、岩手県企業局県南施設管理所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （３）申請書及び関係資料は岩手県企業局県南施設管理所において審査するものとし、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和７年１０月３０日（木）までにＦＡＸにより通知する。

５ 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。ＦＡＸによる提出可）により令和７年１０月２９日（水）午後５時までに、２に示す照会先に提出すること。

また、回答は、入札参加者に対し令和７年１１月４日（火）午後５時までにＦＡＸにより送信する。

６ 入札の方法等

- （１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- （２）入札書は、直接７の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- （３）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。

- （４）代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

７ 入札及び開札の日時及び場所

令和７年１１月６日（木）午後１時３０分 岩手県企業局県南施設管理所 ２階会議室

８ 入札書に関する事項

入札書は、岩手県が示す別添様式例により次のことを表示し、押印すること。

- （１）入札年月日
- （２）入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印）
- （３）あて名は、岩手県企業局県南施設管理所長とすること。
- （４）入札金額
- （５）件名

９ 入札保証金

免除

１０ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- （１）競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- （２）入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- （３）指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
- （４）記名押印のない入札書
- （５）入札金額を訂正した入札書
- （６）誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- （７）入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- （８）同一入札参加者又は代理人が２つ以上提出した入札書

- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、企業局契約規程（平成6年企業局管理規程第14号）第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。詳細は、本件調達に係る入札条件による。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 開札に立ち会う者に関する事項

開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、2回を限度とし、直ちに再度入札を行うものとする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約単価に入札条件2の推定数量を乗じて得た金額の10分の1以上の額を契約締結前に納付しなければならない。
 - ただし、次の場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合
 - イ 落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結した場合
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。

委 託 契 約 書 (案)

印
紙

1 委託業務名 胆沢第二・第四発電所管理用道路等構内除雪業務委託

2 委託場所 奥州市胆沢若柳地内

3 委託期間 令和 年 月 日 から (契約日の翌日)
令和 8年 3月31日 まで

4 委託金額

	昼間除雪	昼間時間外除雪	夜間時間外除雪
1時間当たり単価	円	円	円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)	円	円	円)

5 除雪機械 除雪ドーザ (借上)
ホイール型5 t級 0.8m³

6 契約保証金 円

岩手県 (以下「発注者」という。)と_____ (以下「受注者」という。)とは、胆沢第二・第四発電所管理用道路等構内除雪業務委託 (以下「委託業務」という。)を受注者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 岩手県
契約担当者
岩手県企業局県南施設管理所長 伊藤 邦彦 印

受注者 住所
氏名
印

(総則)

第1条 受注者は、この契約に定めるもののほか、別添設計図書及び別紙特記仕様書に従い、これを誠実に実施するものとする。

(立会及び指示)

第2条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち会わせ、又は必要な事項を指示させることがある。

2 受注者は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、発注者の指示を受けるものとする。

3 受注者は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として委託料の100分の10以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）第22条各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

(注) 企業局契約規程により契約保証金を免除する場合には、第4条を次のように改める。

第4条 削除

(委託業務の着手)

第5条 受注者は、委託業務に着手する場合は、その都度、発注者に連絡するものとする。

ただし、発注者の指示により着手する場合を除くものとする。

(委託業務の完了報告及び完了確認)

第6条 受注者は、月毎に委託業務が完了したときは、速やかに「道路等除雪業務完了報告書（様式第1号）」及び「除雪業務実績調書（様式第2号）」に施工前後の写真を添えて発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による道路等除雪業務完了報告書を受理したときは、当該報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に指示するものとする。

3 受注者は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の支払)

第7条 委託料は、1ヶ月毎に支払うものとし、委託業務の完了確認を受けたのち、「道路等除雪業務委託料請求書（様式第3号）」により請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理の日から30日以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により前号の規定による委託料の支払いを遅延した場合においては、受注者は、未受理金額につき遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(委託料の算定)

第8条 前条第1項に規定する委託料は、委託金額（除雪機械の1時間当たりの単価）に、除雪作業に要した除雪機械の稼働時間乗じて得た額とする。

2 除雪作業に要した除雪機械の稼働時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは、30分とし、30分未満のときは、切り捨てるものとする。

(委託業務内容の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは、一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は、委託料を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

(違約金)

第10条 発注者は、受注者が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第3条若しくは第11条第3項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段で委託料の支払いを受けたとき
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下のこの号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約、再発注契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当するものを再業務契約又は資材原材料の購入契約その他相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合の契約保証金)

第13条 第11条又は第12条の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

【注】企業局契約規程により契約保証金を免除した場合は、第13の1を次のように改める。

第 11 条又は第 12 条の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、損害賠償として 4 に規定する契約単価に推定数量を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を発注者に納付するものとする。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第 14 条 受注者は、第 11 条又は第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に納付するものとする。

(受注者の催告による解除権)

第 15 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 16 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 9 条の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以下となるとき。

(2) 第 9 条の規定による委託業務の中止期間が委託期間の 10 分の 5 の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(損害の負担等)

第 17 条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(再委託等の禁止)

第 18 条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第 19 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持等)

第 20 条 受注者（受注者の代理人、使用人、その他の従業者を含む。）は、委託業務の実施にあたって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(調査等)

第 21 条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者の委託業務の処理状況について調査し、若しくは受注者に報告を求めることができる。

(補則)

第 22 条 この契約について、疑義が生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。